

学校開放事業審議会

第7回会議録

- 日 時 : 平成23年2月21日(月) 午後1時から3時まで
- 会 場 : 南館4階 作業室
- 出 席 者 : 審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、山本二男委員、丸山昌哉委員、田本登喜雄委員、下川佐智子委員、丸山悦男委員、古田正彦委員、岩城武委員、杉本信行委員、長谷川京子委員、宮崎計亮委員、鈴木良太郎委員、
教育委員会・・・ 紙谷生涯学習部長、久米スポーツ振興課長、
広瀬振興係長、中山主任、高橋主任、日高主事
(以上19名)

1 挨拶

○審議会会長挨拶

柳沢会長: こんにちは。年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

この審議会も本日で7回目ということで、残すはあと1回となりました。本日は前回の宿題もございますが、これまでの審議会での意見をまとめた答申案のたたき台が後ほど事務局よりご提示されますので、その内容についてご議論いただきたいと思います。

本日もよろしくお願いいたします。

○教育委員会挨拶

久米課長: こんにちは。紙谷部長ですが、所用がございまして15分ほど遅れてくるということです。

また、学校開放事業審議会について庁内でも話題になっております。以前にお話しましたが、生涯学習部スポーツ振興課が区長部局に移るということで、その中で学校開放事業がどう区政の中で位置づけられるかと話題になっており、今後の議会の中でも重要な課題になってくると思います。今回の答申につきまして順次議会へも報告していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○第6回学校開放事業審議会報告

日高主事: 1月25日に行いました第6回審議会の報告をいたします。

前回は代表者の役割と学校開放の罰則規程についてご議論いただきました。罰則規程があることで、ルールやマナーを守らない団体に対して、各学校で統一した形で処理がしやすくなるということ、またそのような規程があることで、団体が要綱を守って利用するようになるのではというご意見がありました。

代表者の役割規程につきましては、学校や地域に協力していく、あるいは団体に責任感をもたせる意味でも効果的であるとのご意見でした。

営利活動についての議論では、会費の金額のみでは営利活動かどうか判らないということ、実態とは違った会計報告を出してくる団体など、実際は見抜くことが難しいということ、事務局で利用団体に配布できる案内を作成し団体に注意を促していくという方向となりま

した。

受益者負担につきましては、学校は地域体育館と比べた場合に、施設面からどうしても劣ってしまうことで、使用料も差をつけるべきというご意見や、また少年団体だけではなく高齢者団体についても減免の対象とするべきというご意見もいただきました。

最後に本日の議論のメインとなる答申案について触れさせていただきました。第6回の審議会報告は以上です。

2 審議会

(1) 第6回調査等の報告

柳沢会長： 前回罰則規程等のご意見をいただきました。おおよそ皆様方のコンセンサスは得られているものと思いますし、それらが答申案に反映されることと思います。

それでは前回の調査等宿題がございましたので、まず営利活動の事例についてご説明をお願いします。

広瀬係長： (資料をもとに説明)

柳沢会長： 活動状況を3つのタイプに分けてご報告をいただきました。登録確認事項も追加の項目が挙げられています。活動についてのご質問あるいは確認事項についての過不足についていかがでしょうか。

山本委員： 資料右側の運営・予算のところに1から5までと書いてあるのですが、指導者名を明記させるのも一つの方法かと思います。その時によって指導者が固定されていないケースもあるでしょうが、団体によっては定例的にこの指導者をお願いしているところもあると思います。指導者名を明記していただければ、団体の構成員の人なのか、それとも外から来た人なのか判明できるのではないかという気がします。それによって指導謝礼についても妥当か判断できると思います。

久米課長： 実際どうでしょう。正直に出していただければ良いのですが。

山本委員： ある程度信頼して行い、不自然なところは確認を取るつもりで行うと。また、これによってそれぞれの団体に意識付けという部分も出てくるのではないかと思います。

宮崎委員： 問題は教室募集型の指導者が代表で、会費がほぼ指導謝礼になっているところだと思いますが、そのような団体は活動をご遠慮いただくというのが基本的な考えですか。

広瀬係長： 1回の謝礼が適正額であれば問題はありますが、単価が1千円や2千円であっても構成員が100人、200人いればかなりの収入になりますので、それらが謝礼となっている団体につきましては、活動をご遠慮いただくということを申し上げたいと思っています。

柳沢会長： 基準がありませんから判断が難しいと思いますが、よろしいでしょうか。

また何かございましたら審議の途中で結構ですと言っていただければと思います。

広瀬係長： 先ほど山本委員のご意見の指導者の名前も入れさせていただいたチェックシートのようなものを作成し、次回皆様方にもご確認いただきたいと思います。

柳沢会長： チェック用のシートを作っただけということです。その時にまたもう一度確認したいと思います。それでは宿題の2番目ですが、シルバー職員の委託経費を加えた試算についてご説明いただきたいと思います。

高橋主任： (資料をもとに説明)

柳沢会長： 経費を含めた単価について、この場で額が適正かどうかという議論はできないと思います

が、いかがでございましょう。

田本委員： 各学校の体育館によって照明の数が違いますよね。私の学校でも数を数えてみましたが、照明が15個というのは少ない方だと思います。小学校より中学校のほうが一回り大きいので、台数も変われば若干数値が変わってくるかと思います。

宮崎委員： 光熱費と言いましても、電気代の試算とシルバーの人件費以外に水道代もある程度かかっているでしょうし、耐久財ももちろんあるでしょう。そういうことも含めての参考資料ということですね。

柳沢会長： 正式に利用料金を改正するならば、どういうプロセスになりますか。この審議会では決められませんが、その後有料化が決まれば、どこかで単価についても決定しなければいけません。

久米課長： これは条例ですので、今お話がでたような中学校・小学校の体育館の大きさ等細かく煮詰めて、その他の多目的室などももっと精査した上で条例改正案を議会に出させていただきます。今回の答申では現行条例の施設使用料を変えるべきかどうか出していきたいと思います。

柳沢会長： 現行条例の使用料と、仮に出していただきました電気料とシルバーの単価を足したものの対比表がありますが、それを見て変えた方が良いのか、あるいは現行のままで良いのか、ご意見をいただければと思います。儲ける必要も、収支均衡にする必要も特段ないと思いますし、かかった経費全てを使用料で賄うという考えではないという認識をしていますがいかがでしょう。

飯ヶ谷副会長： この会議で使用料の金額が決まる訳ではないということですね。

久米課長： はい。実質計算したけれど、この程度であれば現行の条例のまま変更する必要はないという形でも良いですし、実態に合わせた応分を取るべきだという答申もあるでしょう。今会長からも出ましたが、反対にペイするだけではなく、ある程度減価償却分を上乗せした方が良いのではないかなど、そういった方向性を答申で出させていただきます。

飯ヶ谷副会長： 学校開放に光熱水費がこれだけかかるので、免除を無くしていきましょうという始まりではなかったと思います。

私も先日体育指導委員会で体育指導委員に全体研修を行いました。運営委員会をなんとか統一した形に持っていくという方向で研修会を行ったのですが、そこでも有料化になるという言い方ではなく、元から足立区ではこれだけの金額が条例で決められており、登録団体については減免されていたためお金を頂くことはなかったということをお話しいたしました。

体育指導委員の中にも使用料が減免されていたとは知らず、元々無料であったのが有料化になると認識しています。利用している団体もほとんどの方がそのような認識だと思いますので、まずはその辺からご説明しないとご理解いただけないと思います。やはり団体の皆さんが気になるのは使用料金で、既に金額についていくらだという具体的な噂が流れており、どこからそういう金額が出たのかなとも思います。今回出していただいた試算を見ますと、現行条例より高くなりますよね。

久米課長： 安くなるところもありますので、時間帯と場所で違います。

飯ヶ谷副会長： 有料化になった場合、足立区に新たに収入として入ってくるとは思いますが、そのお金はどのように使われるか決まっているのでしょうか。

久米課長： 部ごとの予算ですから、学校教育施設の関係なので学校教育部の収入になると思います。

今現在まだスポーツ振興課は教育委員会の中ですから、このままで行けばスポーツ振興課がある生涯学習部の予算になります。しかしながら4月以降組織が変われば、学校開放事業は補助執行という形で本来教育委員会がやる事業をスポーツ振興課が代わりにやっているという形になりますので、収入自体は学校教育部というのが筋です。

飯ヶ谷副会長： 有料化になった場合、学校で使われている光熱費など今は財政状況が厳しいから、いただいたお金はそういうところに使われるというところまで説明できたら、団体には理解していただけたと思います。

久米課長： 使用料の収入が学校に使われると思っていただいて間違いのないと思います。それらが道路など他の目的で使われることはありませんから、あくまで学校教育の中の予算の中で使っていきます。

紙谷部長： 学校施設使用条例というのは生涯学習部ではなく、学校教育部が所管している条例ですので、学校教育部の収入として広く子供たちのために使わせていただくようになります。先ほど久米が申し上げましたが、足立区は部別包括予算という予算の立て方をしており、部長の責任で予算を組めるようになっていきますので、そこを飛び越えて他の部へ持って行ってしまおうということはありません。

宮崎委員： 現行条例の金額が何を元にして決定したのかは今のところ分からないと思いますが、学校開放以外の目的、例えば撮影などで貸し出すというのも見越して少し高めに設定されているのではないかと思います。そこから全額免除されている学校開放があったり、半額免除されている団体があったりと、そのような理解でよろしいのでしょうか。

久米課長： 以前にもお話しいたしましたが、現行条例の金額は撮影であるとかそういった時にしかお支払いいただいたことがありません。飯ヶ谷副会長がおっしゃったように、使用料金という設定があることをほとんどの方が知らず、本来は全額免除されていたのだという認識までは至っていないのだと思います。

柳沢会長： いかがでしょうか。減免という条件はここに入ってなく、通常の団体が正規に借りたらこれくらいの額になるということです。テレビ撮影など営利が絡んでくるものについて別途料金を設定するかどうかは別の議論になると思いますが。

下川委員： 夜間照明について、校庭の夜間照明にソフトボールや野球用、サッカー用など、照明に違いをもって設置したという話を伺ったことがあるのですが、それは本当なのでしょうか。

広瀬係長： 競技場等に設置される水銀灯として、プロ仕様やアマチュア仕様、練習やレクリエーションレベルでもOKのルクスなのかなど色々種類があると思いますが、今現在学校に設置している夜間照明は同一の種類のもです。

久米課長： 業者から聞いた話ですが、水銀灯も古いものより最近のものの方が、光が上の方に拡散せず下に行くように効率が良くなっていると聞きました。

宮崎委員： 夜間照明とは違い、簡易照明が設置されている学校はあります。夜間照明と比べると暗めですが、サッカーぐらいならできます。種目によって学校の水銀灯を変えるということは聞いたことがありませんし、実際できないと思います。

柳沢会長： 施設によって多少の設備の違いはどうしてもでてくるので、それに合わせて料金を変えるということは非常に煩雑になりますので、基本的には統一して設定する方向になると思います。他にいかがでしょうか。

山本委員： 一つ伺いたいのですが、現行の学校施設使用料条例を肯定した上で、例えば学校開放とい

う前提で別の料金表を作るということは可能なのでしょうか。

久米課長： それも可能です。

山本委員： 現行条例は時間が午前、午後 1、午後 2、夜間など 3 時間、4 時間単位となっていると思いますが、これを 1 時間単位にするのはいかがでしょうか。今までの審議会の中で、時間単位で貸し出ししましょうという意見もあったので、現行条例をそのまま適用するというのはうまく合わないのではないかと思います。1 時間単位の金額を設定し、例えば 3 時間使うのであればその分の金額を払うというシステムが良いと思います。さらに欲を言うならば、地域の体育館については体協加盟団体が使用する場合は特例として 5 割減額という形になっているので、学校施設についても同様に登録団体については 5 割減額にすると抵抗は緩和されるのではないかと思います。

柳沢会長： 今出ているのは、従来の時間と対比するために、それぞれの時間数でということですが、基本的には 2 時間単位で切るというお話しでしたので、時間単位の表示のほうが良いのではないかと思います。登録団体については 5 割減額をしていただければというご意見でしたが、いかがでしょうか。

久米課長： 現行の条例とは別に条例を作る可能性はあると思いますが、そうすると今ある条例を一体何のために残すのかという議論が出てきます。一例として挙げますと新宿区が統廃合で使われなくなった学校を、テレビや映画のロケに貸出しをすると整備をした時に、その料金を別途作って、学校使用料としては高価な料金でマスコミに出したことがあります。

山本委員： 学校開放以外の登録していない団体が使った場合、そのような用途が出てくると思います。

柳沢会長： これまでは午前、午後という形でしたが、条例として時間単位の料金の設定をして、減免については別途記述して、商業用のものはまた別途条例をつくるという考え方でよろしいでしょうか。

今日の資料ですと校庭が高くなってしまいかと思います。料金設定で利用が停滞するというのは逆効果ですから、制約にならない程度にしていいただければと思います。教室についてもだいが単価が上がってしまいます。

山本委員： 金額の設定について、確かに試算ではこういう数字が出ていますが、本来区はお金を頂く前提ではなく、学校施設の有効活用や区民にスポーツ活動や文化活動の場を提供する狙いで事業を始めたのだと思いますので、その段階においてはお金を取るという意識はなかったのではないのでしょうか。

金額をどう決めるかということより、どのような形でみんなが上手く使えるかということを考え、それに合わせるような金額設定をしていただければ良いのではないかと思います。

ここで試算された金額となると、施設利用の促進と逆の現象が出てくる可能性があるので、収入自体が目的でないとするならば、意識付けという程度でよろしいのではないかと思います。

柳沢会長： いかがでしょうか。委員会としてはそのような考え方で、使用料設定が秩序ある学校開放の活用のきっかけになれば良いなと思います。従来とあまりかけ離れた設定ではないものが、利用者には納得していただけるのではないかと思いますし、やはり学校を使わせていただいているという考え方で大事に使っていただきたいですね。ルールを守って使用する、そういうことの位置づけに使用料が使えれば良いなと思います。よろしいでしょうか。

次の議題の受益者負担のあり方、方向性についてですが、これは今のことでよろしいでし

ようか。

広瀬係長： 本日はぜひお一人お一人から受益者負担についてご意見をいただきたく思い、あえてこのように載せさせていただきました。今までの議論を聞いておりまして金額設定うんぬんより、経費がこれだけかかっているということ、学校施設を大切に使うということの意識付けのために受益者負担が必要であると。そして有料化とする場合は入ってきた収入をどのように生かしていくのかを説明するべきというのが委員の皆様のご意見であると思いますので、それで結構でございます。

柳沢会長： よろしいでしょうか。全員から一言ずつとは思いましたが、方向性として先ほどのようなことで有料化を考えていきたいと思いますが。

宮崎委員： 私は利用団体の代表として出席しているので、この受益者負担の方向性については、安いほうが良いと言わなければならない立場なのかもしれませんが、一般的に使っている方としてはある程度応分の、応分というのは地域体育館と比較して安くするべきという意味ですが、応分の負担をした方が、かえってスポーツ振興には寄与できるのかなという考えがあります。もちろん減免の措置をしていただきたい団体もありますので、そこを考慮した上で有料化の方向に行っていただきたいと思います。

長谷川委員： 学校開放は時間的に夜を使うところが多いと思うのですが、中学校ですと大体１９時から２１時くらいだと思います。そうすると使用料金についても１時間いくらと言っていたいたほうが使う側にとっては分かりやすく良いと思います。

あと教室開放についてですが、学校によっては普通教室を多目的教室として使っている場合がありますので、金額設定の際にはきちんと整備していただきたいと思います。

柳沢会長： どこかに教室と多目的室の違いなど定義を載せておく必要があるかもしれません。

杉本委員： ここ何年かの間に新しく建て直した学校では、音響システムやテレビまでついているような部屋があるところもあります。古くからある学校だと、多目的室と言えば少し広めの教室に絨毯を敷いてあってというくらいで、普通教室と変わらないというのは、今長谷川委員がおっしゃった通りだと思います。

久米課長： この施設使用料の条例の表自体が現在とかい離しているということですね。

柳沢会長： それでは次の議題の審議会の答申案についてお願いします。

（３）審議会答申案について

広瀬係長：（資料をもとに説明。目次、概要など確認）

２４ページからは委員の皆様方の提言ということで、まとめさせていただきました。こちらを読み上げていただきたいと思います。

その１、区民の誰もが利用できる学校施設。「学校開放は学校教育や部活動に支障がないことを前提に、学校近隣にお住まいの方、卒業生を含む地域の子供たち、青少年の健全育成団体やＰＴＡ、総合型地域スポーツクラブなど、公益性の高い団体活動が優先されるべきです。一方では登録団体の中には、土日の早朝から夕方まで１日利用しているケースや、週２回以上あるいは複数の学校を利用している団体も一部に存在しています。さらに学校開放の登録要件、近隣住民がほとんど入っていない区外の利用者が多く占めている、その他営利的な活動となっているのではないかとの情報も報告されました。また、車の違法駐車や無断校内乗り入れ、学校敷地内外の喫煙、ゴミや空き缶のポイ捨てなども問題になっています。こ

うした現状に対して、新たに統一したルールづくりが必要です。明らかなルール違反や営利活動の場として、学校を利用している団体に対し、一定の規制やルール違反に対する罰則も必要ではないでしょうか。学校開放事業の目的の一つは、地域で暮らす人々の交流の場づくりです。新規団体に対しては仲間として歓迎し、利用に際しては譲り合い、全ての登録団体が協調し合いながら、仲間の輪を広げていくことが大切です。そして学校の地域の財産であり学校開放事業は地域ぐるみで子供たちを守り、学校運営を盛り上げていくことが今求められているのではないのでしょうか。」

提言「学校開放事業は生涯スポーツや文化活動、青少年の健全育成などを目的に、学校の近隣にお住まいの方々が優先して利用できるシステムに改善すべきことを提言する。特定の団体や個人が長期間、長時間にわたって独占することや、営利的な活動をしてはならない。」というふうにまとめさせていただきました。ここは項目毎に意見交換をしていただければ幸いです。

柳沢会長： いかがでしょうか。その１、区民の誰もが利用できる学校施設を目指してという点ですが。

紙谷部長： 構成について、最初に提言をもってきてその下に解説の方が良いですね。

宮崎委員： 趣旨や文章は非常に素晴らしいと思います。ただ、先日も申し上げたとおり私が現在携わっている団体は足立区中から来ている中学生から構成されていますので、この要件には当たらなくなるのではないかと心配です。５ページの２の団体登録の１の登録の要件に教育委員会が認めた団体というのをひとつ入れていただけるとありがたいです。卒業などでメンバー構成が変わっていく中で、その都度使う学校を変えていくというわけにはいかないと思うので。

柳沢会長： 足立区全域から来て活動せざるを得ない団体もあるということです。この提言の中にそれを書き込むということではなく、要綱に反映させるという方向でいかがでしょう。決して排除するものではありませんので、ここではご意見として確認されたということでよろしいでしょうか。

田本委員： 解説の「そして学校は地域の財産であり学校開放事業は地域ぐるみで子供たちを守り、学校運営を盛り上げていくことが今求められているのではないのでしょうか」という部分ですが、この提言の題である「誰もが利用できる学校施設」とは少し趣旨がずれると思います。むしろこの部分はこの後に出てくる提言その４の学校地域に向けた取り組みの方に入れたほうが良いのではと思います。

柳沢会長： では最後の一文をその４のほうに入れ込んで、地域貢献をするという方向性を出していきたいと思います。

広瀬係長： また何かありましたらご意見をいただければと思います。それではその２に移ります。その２、ルールを守り規律のある活動。提言「登録団体は利用に際して要綱や要領の基本ルールを厳守するとともに、マナー、モラルを向上させ、学校や地域、子供たちの模範となって活動すべきことを提言する。近隣住民の生活を十分配慮し、必要以上の声や音、違法駐車、駐輪、喫煙などの迷惑をかけてはならない。」

解説「近年生涯スポーツ活動が益々活発化していく中、地域の生活環境は住宅の密集化、高齢者世帯の増加、子供の遊び場の減少など、大きく変化してきました。こうした状況に合わせて学校周辺にお住まいの方からは、学校開放の活動に伴う声や音、ボールの飛び出しに対する苦情が増加傾向にあります。中には声や音に伴い休日に休むことができない、生活や

精神的にも支障をきたしている、窓が開けられないなどの訴えが多くなっています。各団体に対しては必要以上の声や音を出さないことの徹底をはじめ、新たなルールづくりの中で学校と住居の立地条件による種目制限や利用禁止日を決めるなどの措置も必要ではないでしょうか。一方で長年にわたり子供たちの体力づくり、競技力の向上など青少年の健全育成に対し大いに尽力されている団体は非常に多く、足立区にとって欠かすことのできない活動であると考えます。今後の活動におけるポイントは、地域住民に対してご迷惑をかけていないかの確認や、学校や地域への貢献活動を知ってもらうこと、日々の挨拶や付き合いなどによる信頼関係の構築が何より大切ではないでしょうか。利用団体と地域住民の長年にわたるトラブルが、話し合いや日々の挨拶などで大きく改善されたケースが報告されています。」以上でございます。

柳沢会長： 利用団体がルールを守って規律のある活動をしていかなければならないというテーマです。

飯ヶ谷副会長： これまでのところで素晴らしい答申案が出きると思いましたが、一つだけ弁解ではありませんが、ここに今回は必要以上の声や音を出さないことというのが出てきておりますが、ほとんどの団体は特に異常と思われるような大声を出しているわけではありません。ただ学校のそばにお住まいの方にとってはお休みの時などにも常に聞こえてくることもあり、気になってしまうという状況ではないかと思えます。文章としてはこのままで構わないと思いますが、安全管理上黙ってスポーツをすることはできないということをご理解をいただきたいと思えます。

柳沢会長： 修正をしましょう。事務局でもう一度検討をお願いします。

広瀬係長： スポーツで声を出さないというのはありえないですし、ほとんどの団体がルールを守って使っていると思えます。

しかしながらやはり近隣住民にとっては音に関して精神的な部分がかなり大きいと思います。ギリギリまで我慢して、もう限界を超えたところで、こちらや運営委員会に苦情が入ってきます。表現方法については両者の見方に立ち変えていきたいと思えます。

続きましてその3、自主自立した学校開放事業の運営。提言「学校施設管理運営委員会は地域の方々を巻き込んで運営するとともに、登録団体は学校施設管理運営委員会の運営に参画し、自らの活動に自覚を持つとともに自主自立した活動を実践すべきことを提言する。学校、他人任せ、責任逃れがあってはならない。」

解説「学校開放事業は登録団体を統括する学校施設管理運営委員会において運営されています。学校施設管理運営委員会は学校施設を積極的に地域住民に開放することを目的に設置された組織です。現在学校施設管理運営委員会は2ヶ月から3ヶ月ごとに開催されており、学校施設の利用調整を中心に学校からの情報提供、登録団体の情報交換などを行っています。しかし、委員会の実施回数や頻度、進め方、利用申請方法など統一されたきまりはありません。多くの学校施設管理運営委員会は体育指導員が会長となり、利用団体代表者、学校の三者を中心に構成されているようですが、今後の委員会の構成は青少年委員、PTA関係者さらには町会自治会関係者などの出席も必要ではないでしょうか。学校開放事業は学校周辺にお住まいの方々の理解、協力を基本に学校や地域の関係団体、個人の方々とともに支え合い助け合いの精神により、より主体的な運営が必要と考えます。」以上です。

岩城委員： 提言のほうの一行目ですが、地域の方々を巻き込んでという言葉は少しきついかと思いますので、「協力を得て」などに修正していただきたいと思えます。

下川委員： こちらのところに会長、利用団体代表者、学校の三者を中心とされているようですが、今後の委員会の構成に青少年、PTA関係者とありますが、以前青少年委員が管理委員会の運営をしており、そこから体育指導員会の方に移行していった経過があります。

8 ページのところに青少年、PTA会長は相談役という役割、内容などが書いてありますが、今後体育指導委員が地域のちから推進部となって、教育委員会とは違う部署になるのに伴って青少年委員にこの運営委員会の役割が移行するという予測はあるのでしょうか。

久米課長： それは無いと思います。理想は地域の開放団体が地域の町会自治会ともつながりがあるのが良いのですが、恐らくそれが重なっているところは非常に少ないのではないかと。地域で絆を深めて、地域力を高めるにはどうしたら良いのか思惑としてあるわけで、決して青少年委員の方にとということではありません。

今現在登録している団体の更新を、この答申が出るまで延ばしているのですが、新しい学校開放の形ができ更新手続きに入る時には、アンケートを実施したいと考えております。開放団体の方たちが地域の事業にどのくらい参加しているのか、例えば地区対の運動会であるとか、防災訓練であるとか、お住まいの町会自治会に加入していますかなど、そういうことをアンケートしたいなと。そこでどの程度地域と関りがあるのか、それともないのかを調べたいと思います。

飯ヶ谷副会長： 毎回現場で会議を行っている立場からすると、今課長がおっしゃったように学校開放団体は開かれた学校づくり協議会や地域の地少協、地区対とは全然違うもので、20代の若者の団体がバスケットなどで学校を利用しています。日ごろの地域の絡み合っている団体と、学校開放の利用団体というのは、年齢層からしてもかなり違ってきます。ですから今おっしゃったように、いきなり地域に協力しましょうという話をして、正直なところ何をやればということになってしまうと思いますし、各学校の運営委員会の中に、町会自治会の方をお呼びしているところは一つも無いと思うのです。

私も地区対等に関っていますが、いかに町会の青少年部長さんや会長さんがお忙しいかは分かっているのですが、ここではっきり町会自治会関係者の出席とうたってしまうのはどうなのかなと思います。むしろ相談役という形で何かあったときにご協力いただくなどにした方が良いのではと思います。

ただ、青少年委員さんに関しては、これまでは管轄が同じ教育委員会だったので連携ができていたのですが、4月からは離れてしまうので、学校開放でつながりがあった方が良いのかなという思いがあります。

下川委員： 地少協やもしくは子ども会関係などで、運営委員会には出ていらっしゃる青少年委員も多いと思うのですが。

飯ヶ谷副会長： こども会で運営委員会に来ているところは少ないです。やはり利用団体さんがメインで、開かれた学校づくり協議会では体育指導員がいるところといないところがあったりします。開かれで一緒にいる学校は情報交換ができるのですが、学校開放の運営委員会もとなると負担が青少年委員さんにどの位あるのかなと。

杉本委員： 提言の3と4は地域に向けた取り組みということで、共通する部分だと思うのですが、この運営委員会のところに例えば青少年委員さんとか、PTAの会長だとか地域の人達ということになると、開かれた学校づくり協議会もそうですが結局こっちもあっちもということで、全て同じ顔ぶれになると思います。例えば私は運営委員会の会長と開かれた学校づくり

協議会の会長とどちらも仰せつかっていますので、学校や地域の状況は把握できますが、中には携わっていない運営委員会の会長さんもいます。そうすると、今度いきなりこれを地域に向けてやりなさい、協力しましょうと言っても、実際学校が何をやっているのか、地域に地区対があるということも知らない団体もいると思います。

今後学校が開かれた学校づくり協議会の委員を決める時に、必ずこのメンバーに学校開放運営委員会の関係者が入っていくというのを定義づけしたほうが良いのではないのでしょうか。そうすると学校や地域でどういう活動をしているか色々と情報を提示していますから、自然と今度こういうところを連携してやりましょうと力を注げるのではないかと思います。

岩城委員： 私も地域で役員をやっておりますが、開かれた学校づくり協議会の会長もかつてやりました。その中に学校開放の委員も出てきておりましたし、大体皆お互い顔を合わせておりますから、そういう点では非常にうちの地区は良くいっているかなという感じがしています。

ただ、あまりにも青少年団体の統括する団体が多すぎると思いますから、区の方でも多少考えていただきたいと思います。

宮崎委員： これまでのご意見を整理すると、学校開放運営委員会に地域の方や青少年委員さんに出ていただくのではなく、学校開放運営委員会の会長さんに、開かれた学校づくり協議会に出ていただいた方が良いという話ですか。

杉本委員： 開かれた学校づくり協議会には学校と地域と全て入っています。学校によっては50人60人いるところもありますし、平均すると20～30人ですか。そういうところに学校開放の団体が参加することによって、色々な学校の情報も地域の情報もまたこれから行おうとすることも、もっと速やかにできるのではないのでしょうか。

飯ヶ谷副会長： 協議会自体のメンバーは校長先生方が推薦されると思いますが、体育指導委員は入っているところとそうでないところがありましたよね。私自身は開かれの方にも入れていただいているのですが、中には学校にあまり知られていない体育指導委員もいるようで、ぜひ校長先生方のご推薦をいただきたいと思います。

田本委員： 体育指導委員さんも会長を複数校掛け持ちしたりしているとなかなか忙しいのではないかと思います。開かれについては各学校の事情で会長さんと話をしながら決めているので、今回の議題とは別の機会に検討したいと思います。

宮崎委員： 開かれた学校づくり協議会の中に学校開放運営委員会の代表者を入れていただく方向は難しいですか。

田本委員： 入っていただくことに関しては問題ありません。

宮崎委員： そうすると運営委員会の会長と限らず学校開放の関係者が出席していただくとして、例えば青少年委員さんに運営委員会の相談役という肩書きで出ていただければ、学校開放と開かれの連絡役をやっていただけるということですね。

飯ヶ谷副会長： 青少年委員さんと体育指導委員とは今の話だとほとんどメンバーになっています。青少年委員さんと体育指導員でない誰かが、開放運営委員会から開かれた学校づくり協議会に入ることもできるということですか。

宮崎委員： 体育指導委員さんが出ている場合には新たに出ていただかなくても良いと思います。

私も地域で子供会とかもやっているのですが、この日に運動会、スポーツ大会やろうとすると少年団体が試合をしていたり、いろんな団体の行事が重なったりして、人が集まらず一人の子供を取り合いになってしまい、しかも場所も取り合いになってしまいます。そこをみ

んなで協力しようと、その日は少年野球も少年サッカーもやめておいてみんなで運動会をしようなどの話し合いになればそれこそ理想的になると思うので、今お話にあったつながりは絶対必要だと思います。

柳沢会長： 広瀬さん、要綱案の中では具体的にこういった役職名は載せていますか。

広瀬係長： いいえ、入っていません。

柳沢会長： であるならば、ここは表現を変えてしまって、多様な地域の方々に出席してもらうとしておいて、実際にはその委員会委員会で状況が違いますから、構成はそこで考えていただくことにして、開かれとのつながりについては、開かれの中でも検討していただき運営委員会でも運用の方で考えていったらどうでしょう。

下川委員： 私どもも青少年委員会が学校開放の運営委員会に携わらないとか、仕事が増えるからやめていただきたいとかそういう意味ではないので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

飯ヶ谷副会長： 連携できるような青少年委員さんは相談役として参加していただける方向が良いと思います。PTA 会長さんと町会自治会の役員さんと青少年委員会さんは相談役でいていただいた方が、学校や地域のこともよく分かります。

久米課長： 表現の仕方ですね。今会長がおっしゃったように多様な方々と連携するというような表現にしたいと思います。

柳沢会長： 地域から離れているという状況を改善したいということですね。

久米課長： そうですね。先ほど宮崎委員がおっしゃったように私も地区対の運動会に顔を出しましたが、ある町会だけ子どもが少なかったりして、理由を聞くとサッカー大会の方に行っているということもありました。仕方ない部分もあると思いますが、連携の問題なんですよ。

柳沢会長： それでは解説の中の具体的な役職名は再度検討するというので、よろしくお願いします。

広瀬係長： それでは次に移りたいと思います。その4、学校地域に向けた取組み。提言「学校施設管理運営委員会登録団体は、学校・地域貢献する活動（スポーツ教室や部活動の手伝い、学校や地域の清掃活動など）を積極的に実践するべきことを提言する。自分達だけの活動、利益だけを考えるとではない。」

解説「現在の学校施設管理運営委員会は、前述のとおり学校施設の利用調整を中心に活動しています。しかし、今後の学校開放には、学校施設管理運営委員会が学校や地域に向けた貢献活動を積極的に実践していくことが期待されています。登録団体や地域には、知識や経験をもった人材が多く存在します。こうした「地域のちから」を活かしていくことにより、学校開放事業をはじめ学校や地域がますます活性化し、活力ある地域社会づくりに発展していくのではないのでしょうか。一部の学校施設管理運営委員会では、委員会を中心に、団体ごとにスポーツ体験教室や部活動のサポート、学校や地域の清掃活動の実践報告があります。年に一回でも全ての学校施設管理運営委員会がこうした事業を実践することにより、区内109の地域において、地域住民が主体となった最も身近な生涯スポーツ・文化活動の環境づくりが実現します。さらには、地域が運営する総合型地域スポーツクラブや放課後子ども教室などの団体と学校施設管理運営委員会が連携することにより、第二次生涯スポーツ振興計画の目標、運動・スポーツ実施率50%の目標に近づいていくことを確信します。」以上でございます。

柳沢会長： はい、貢献活動に関する記述でした。

広瀬係長： 先ほど田本先生からご指摘いただきましたその１のところで、「学校は地域の財産であり、開放事業は地域ぐるみで子ども達を守り」というところはこの中に入れさせていただきたいと思います。

柳沢会長： 広瀬さんどうでしょう。かつこの中のスポーツ教室という文言は提言の中に具体的に書き込んでしまって良いでしょうか。頭に具体的なものを入れるよりは、解説の中に入れた方が良いと思いますが。

広瀬係長： 承知いたしました。解説の中に入れたいと思います。

柳沢会長： 他にいかがでしょうか。それでは最後の５番目の提言についてお願いします。

広瀬係長： それでは提言５に進みます。提言「登録団体は、学校施設を利用する場合は、利用団体に對し受益者負担にすべきことを提言する。学校開放事業に光熱水費や管理費に多額の税金が使われていることを、利用団体は理解しなければならない。」

解説「学校施設の利用にあたっては、足立区立学校施設使用条例により定められた使用料を負担することが原則です。しかし、現在、生涯スポーツ・学習活動を普及・推進する団体として位置づけられている学校開放登録団体が利用する場合などには、区条例に基づき使用料が全額免除されています。光熱水費、シルバー職員（管理人）の配置などにかかる経費は、すべて税金で賄われています。一方、文化・スポーツ施設（地域体育館や野球場、地域学習センターなど）の公共施設は、受益者負担の原則から使用料を負担しています。今後は、学校利用においても受益者負担の原則を取り入れるべきではないか、との意見が関係団体、関係者から寄せられています。また、少子高齢化をはじめ社会環境や経済情勢などが変化している中、教育委員会では、次世代を担う子ども達の教育環境の整備が重点施策として位置づけられています。これを実現させるための予算として、年間１億７千万円もの多額の予算が必要になっています。こうした実情や受益者負担の考え方を登録団体は理解し、光熱水費程度でも負担することで、子ども達の教育環境づくりに寄与できるのではないのでしょうか。」以上でございます。

柳沢会長： すみません、提言の１行目の文章は後でまた直させていただきたいと思います。

久米課長： 「少子高齢化をはじめ」というところの文章で、この文章だと読まれた方が１億７千万というのが教育全体の予算というふうに捉えてしまうので、直したほうがいいですね。

下川委員： 金額を載せてしまうのもどうでしょうか。多額の予算が必要となっていますという方がよいのではないかと思います。

田本委員： その上に「関係団体、関係者から寄せられる」という文がありますが、その辺も少し変えた方がよいと思います。具体的に関係団体や関係者って誰なのだろうと疑問に思いますので。

山本委員： 提言の最初の部分については会長の方から修正というご意見ありましたが、これだと少しきつすぎるなという印象が強いです。あまりここで受益者負担とすべきという言葉でやっってしまうと、団体から反対の意見が強く出てくるのではないかと思います。

柳沢会長： それでは柔らかく直しましょう。他にお気づきの点はございますか。そろそろ時間が押していますが、またお気づきの点がございましたら事務局のほうにご連絡いただきたいと思います。本日いくつか修正点が出ましたので、検討してまた次回事前にいただければと思います。

広瀬係長： まだまだ直すところがたくさんあると思いますので、委員の皆様にはお持ち帰りいただい

て、お忙しいとは思いますが今一度お目を通していただいて、修正点がございましたら事前ご連絡をいただき、次回３月の最終の審議会に報告をさせていただきたいと思います。

またこの提言に関わる事業、具体的に何をすべきというところは事務局の意見を含めて触れさせていただいており、それが２９ページから３１ページでございます。ここも合わせてご確認いただき、この他にこんな事業が考えられる、これは少し無理なのではないかというところがあるかもしれません。そこをまたご指摘いただきたいと思います。以上でございます。あと１枚ペラでお配りしております資料について、これがこの答申を１枚で表した図案でございます。これにつきましてもこういう風にしたらいいのではないかというご意見がございましたらご指摘いただきたいと思います。

久米課長：　こういうものは役所が作るとどうもはっきりしなくなってしまうというか、ありきたりなものになってしまいます。誰が見ても分かりやすい、学校開放には今こういう問題があって、これからはこうなるのだということをひと目で見て分かるものにしたいと考えております。学校開放事業ができて４０年近くの中で育ってきた学校開放がより大きな上の高みに行くために何があるのかなというのが今回の提言の４番のところだと思います。学校開放で育ってきた団体が今までの知識や経験や人材を地域や学校の中に還元して生かしていけるか、学校開放にとってもプラスになって新たな高みにいくための提言を出せればと思っています。

学校開放に全然関わっていない方が読んだときに、全然興味を持ってなくなってしまうのではなく、学校開放事業自体は区民全体にとって良いことなのだなと理解できる形にできないかなと考えております。

柳沢会長：　久米課長がおっしゃったことは非常に 트렌ディな内容だと思います。協働による新しい公共の中で好循環を生み出すという見方、あるいは生涯学習中央教育審議会の答申で「知の循環型社会を目指して」と、学習したものを還元し、還元した中でまた新しい課題を見つけ、学習に戻る中で知識がまわっていく。まさにこの学校開放は単に利用するだけではなく、自分達のノウハウを地域に還元していくという意味では非常に 트렌ディなテーマだなと思っています。ぜひそういうイメージが伝わるような図案を考えていただければと思います。

それでは時間を過ぎましたので本日は非常に分かりやすくまとめていただいていると思いますし、これが委員会の中であるいは利用団体の方々に読んでいただける配付の仕方についても合わせて検討していただければと思います。

本日はありがとうございました。

学校開放事業審議会

第 8 回会議録

- 日 時 : 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時から
- 会 場 : 南館 13 階 A 会議室
- 出 席 者 : 審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、山本二男委員、下川佐智子委員、岩城武委員、丸山悦男委員、古田正彦委員、杉本信行委員、長谷川京子委員、宮崎計亮委員、鈴木良太郎委員

地域のちから推進部・・・紙谷衛部長、久米スポーツ振興課長、
広瀬振興係長、中山主任、高橋主任、日高主事

(以上 17 名)

1 挨拶

○ 審議会会長挨拶

柳沢会長： 着実に課題を解決しながら答申に向けて進めております。本日は減免規程についてご審議いただければと思います。

2 審議会

減免規程について

広瀬係長： (資料『足立区学校開放登録団体の施設使用料の減免に関する規程(案)』説明)

紙谷部長： 使用料を全額いただく団体はどのような団体になるか。

広瀬係長： 現在活動の団体は何かしらの減免を受けさせたいと考えている。高齢者団体については 10 割免除を考えている。現在生涯学習施設や体育館で 70 歳以上は無料になっている。

杉本委員： 第 3 条 3 項の「子ども会、総合型等地域スポーツクラブ等の不特定多数の地域住民による団体」という表記では非常に曖昧。地少協、地区対などと明記したほうが良いのでは。

山本委員： 第 3 条だけ見ると単発利用で団体登録をしていない団体でも該当すれば減免が受けられるということか。

広瀬係長： 地区対、地少協等では学校開放の登録はないため、この規定には入れなかったが、入れるべきか。

飯ヶ谷副会長： 地区対、地少協などは学校開放より優先されるべきものだ認識している。

山本委員： 子ども会や総合型地域クラブ、地区対等の名称を入れた方が一般区民の方も理解ができると思う。

広瀬係長： 名称を入れることに関しては調整が必要となる。

宮崎委員： 単発で行事を行うことはあっても、地少協自体が継続して学校を使用することはない。子ども会単位で登録をして定期利用することはある。

杉本委員： 今後有料化になった時に、地区対や地少協の取り扱いについて分かるためにも入れておくべき。

飯ヶ谷副会長： 問題は地区対や地少協が学校開放団体にあたるのかどうか。他にも町会や P T A 行事

などがある。今は開放団体より優先して使用している。そういった団体も全て記載するということか。

紙谷部長： 条例では減免について記載されているが、細かいことは規則に入れるようになる。

久米課長： 現行では社会教育団体の一言で区切られている。学校開放運営委員会との関りのないところで活動しているPTAもある。

飯ヶ谷副会長： PTAの中には年間を通して練習している学校もあり、開放登録すべきではないかと問題になっているところもある。

丸山委員： 原則では運営委員会に出席すべきでは。PTAの大会のための練習であっても私の学校では運営委員会に出席している。

宮崎委員： 学校開放団体として登録しているのであれば、運営委員会に必ず出席すべきでは。

飯ヶ谷副会長： 地少協でも学校開放登録している学校も若干ある。ジュニアリーダー関係は学校をよく使う。

古川委員： PTAでも定期的に使用するのであれば登録するべきなのではないか。

杉本委員： PTAのOBの問題もある。OBであってもPTA卓球やPTAソフトボールなどで登録し曖昧になってしまっている。中には色々な学校で活動しているOB団体もあるようで、学校として困ることもあるらしい。

丸山委員： OBチームでお互いの学校で練習試合をしているのでは。

飯ヶ谷副会長： PTAと名乗った方が、学校を優先して使用できるということもある。

広瀬係長： 本来のPTA活動であれば学校への協力や子ども達のための活動となるため10割免除となると考えている。しかしながらPTAの名のつくものであっても親睦等を目的とした限られたPTA会員での学校開放利用は他の生涯スポーツ団体等と同じ扱いの5割減額としたいと考えている。現時点での少年団体の登録は全体の30%で、これについては全て10割免除としたいと考えている。

久米課長： これまでは全ての団体が社会教育団体という名目で全額免除となっていた。

柳沢会長： 条例を変える必要が出てくる。減免に書き込むかどうかは新条例によって変わってくる。

広瀬係長： 足立区学校施設使用条例施行規則の第5条では、使用料を免除する場合は次のとおり。区、教育委員会が使用する時、教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育の目的で使用する時、身体障がい者福祉法に規定する者が使用する時。

柳沢会長： 地少協は良いと思いますが、社会教育を目的とする公共的団体にPTAが年間使っているバレーやソフトボールが該当するかどうかということ。各個人の楽しみのためと判断すれば登録して使用料をお支払いくださいということになる。そこをどういう書き方をするか、どの規程や条例に入れるかということになる。

古田委員： PTAのOB団体は生涯スポーツ団体として考えた方が良い。

宮崎委員： 私の学校では現役PTA団体とOB団体とどちらも登録している。

柳沢会長： 現役のPTAの活動についても社会教育のための活動かどうかという判断で良いと思う。

久米課長： PTAの活動は親睦目的か。

古田委員： 他の学校との親睦やブロックや足立区での大会のために年に1日2日練習しているという学校がほとんどで、毎週のように練習で使っている学校は少ないと思う。毎週使うのであれば本来の活動目的とは違ってくると思うので、登録をして使用料を払うべきでは。

久米課長： 学校への協力や子ども達のためのPTA行事は当然免除となると考えている。それ以外の

今の話に出てきたような活動であれば登録して使用料をいただきたいと思う。

山本委員： P T Aの活動として事業計画にうたわれているものは10割免除で良いと思うが、個々人が楽しみのために集まって活動しているものはきちんと学校開放登録をして自主的に活動してもらう方が良いのでは。

古田委員： P T Aの大会が場所によってずれるため、日程には学校によって違いが出る。

柳沢会長： これまでの話をまとめると年間を通して個人の楽しみのために集まって活動している場合は5割減額で、P T A事業との関連が明らかなものについては10割免除とすると。ところでおやじの会などはP T Aとして位置づけられていないのでしょうか。活動内容や目的によろと思うが。地少協などの活動も登録はしなくて良いか。

山本委員： 定例的に使う場合は団体登録していただいたほうが分かりやすいのでは。

紙谷部長： 異論ですが、地域体育館などの施設では10割使用料金をいただいている場合もある。同じ活動目的であっても地域体育館は全額徴収で学校開放は5割減額ということでは違和感が残る。

久米課長： 5割減額の対象となる項目1、2、3、4をどう捉えるか。

広瀬係長： 今後の審議会のおとしどころでは学校や地域に貢献する学校開放の実現という思いが強い。この視点からの委員の皆様にご意見を伺いたかった。部長の今の発言もある。10割の光熱水費程度をいただくというのも全くそのとおりだと思う。慎重に考える必要があるため事務局に持ち帰らせていただきたい。

午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が発生し、午後3時に柳沢会長、紙谷部長の判断により当会議を中止した。

学校開放事業審議会

第9回会議録

- 日 時 : 平成23年5月23日(月) 午後2時から4時まで
- 会 場 : 南館6階 教育委員会室
- 出 席 者 : 審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、山本二男委員、下川佐智子委員、丸山悦男委員、古田正彦委員、杉本信行委員、長谷川京子委員、宮崎計亮委員、鈴木良太郎委員

地域のちから推進部・・・丸山亮部長、久米スポーツ振興課長、
広瀬振興係長、中山主任、日高主事、徳井主事

(以上16名)

1 挨拶

○審議会会長挨拶

柳沢会長： どうもご無沙汰でございます。3月11日にこの委員会が終わるはずだったのですが、大変な震災に見舞われ本日第9回目となりました。本日が最後となるかどうかは分かりませんが、よろしくご審議いただき、良い答申を作りたいと思います。よろしくお願いします。

○地域のちから推進部あいさつ

丸山部長： 丸山でございます。どうぞよろしくお願いします。

久米から今までの経過を聞いております。皆様方大変ご熱心にご議論いただきありがとうございます。最終局面に入っているようですが、最後までよろしくお願いいたします。

私どもの区は、受益者負担ということをかなり前から掲げており、全国的には公民館、足立区では住区センターという名称ですが、有料化してまいりましたし、地域学習センターも受益者負担を導入してまいりました。いわばこの学校開放が最後の仕上げという場面に至っております。従いまして、皆様方からいただいた答申は最大限に尊重し条例案を作って議会へ通していきたいと思っておりますので、どうぞ最後までご審議の程よろしくお願いいたします。

久米課長： 続きまして、審議会報告をする前に私からいくつかご報告をさせていただきます。

この審議会が始まった当初は、事務局は教育委員会の生涯学習部スポーツ振興課でございましたが、4月から組織替えとなり、区長部局の地域のちから推進部スポーツ振興課となりました。しかしながら、この学校開放事業審議会はあくまで設立当初と同じく教育長への諮問でございますので、答申を教育委員会へ出させていただくことは変わりませんのでご報告させていただきます。

また、委員についてです。本日ご欠席となっておりますが、中学校長会の田本委員につきましては3月31日をもって退職となりました。中学校長会へ新しい校長会の中からお話をさせていただいたのですが、あと残りわずかという形ですのでこのまま欠席となりました。小学校長会の丸山昌哉委員につきましては所用のため欠席です。

また、職員ですが、本日初めての職員が1人おります。4月1日づけでスポーツ振興課に

配属になり、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

徳井主事： 皆様こんにちは、新しくスポーツ振興課に配属になりました徳井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○ 第8回学校開放事業審議会報告

日高主事： 前は途中までとなりましたが、それまでのご報告をさせていただきます。前は学校開放の減免規程について、事務局が作成した案を委員の皆様にご確認いただきました。そこでは大きく2つの項目について議論がされました。まず1つは規程の文章の表記についてですが、10割免除できる団体として項目の中にPTA団体、青少年育成団体というように具体的に明記するべきかどうかということ、これにつきましては本日事務局で修正したものを再度皆様にご確認いただきたいと思います。

もう1つはPTA活動の取扱いについて、かなり時間をかけてご議論いただきました。PTAで登録している団体の中には現役とOBの団体が混在していること、各学校によって登録をされていたりされていなかったりと、また使用する頻度も違うなど、実態について様々なご意見をいただきました。これにつきましては、PTAバレーやソフトなどの定期的な活動は、本来の公益的なPTAの活動にはあらず、年間を通じて活動しているような団体は登録をする必要があると意見がまとまりました。また、減免についてですが、PTA主催の行事など本来のPTA活動に沿ったものについては10割免除、それ以外の親睦を目的としたスポーツ活動については5割減額にするべきとご意見がありました。

前回の審議会はここまでとなります。以上です。

2 審議会

(1) 減免規程について

柳沢会長： 議題が2つございます。減免規程についてと、審議会答申案についてと大きく2つの議題についてご意見をいただきたいと思います。

今事務局からのご報告にありましたように、前は減免規程について話をしていました。2点決定したことがございます。減免の対象となる団体についての記述でございます。従来は不特定多数による地域住民の団体とありましたが、この表現は不適切であろうということで本日修正案が出されております。そしてPTAの取り扱いについてですが、学校の公益的な活動なのか、あるいはOBが親睦のために集まって活動をしているのか等の区別を明確にして登録をする、または減免をすることにしたらどうか、そのあたりまで話がまとまっていたと思います。まずは減免規程について、事務局から説明いただければと思います。

広瀬係長： お手元の資料で本日の日付の資料をお出しいただければと思います。第2条、減免の基準というところで、このあたりの表記は時間をかけてご議論いただいたところですが、ここはこれでよろしいかどうかの最終確認でございます。基本的に登録団体というのは地域や学校に貢献できる団体というのがまず原則になりますので、そういった意味では全ての団体が減免の対象になると全会一致でご承認いただけたと思います。その割合でございますが、10割と5割の2種類で決めさせていただいております。10割減免できる団体といたしましては、主たるメンバーが小中学生の少年団体、主たるメンバーが70歳以上の高齢者団体、それから障がい者団体、(4)は具体的な団体名ということでPTA、青少年育成団体、地少

協,地区対ということがありましたが、ここは青少年育成団体と括らせていただきました。そして総合型地域スポーツクラブ等公共的な活動を目的とする団体,その他教育委員会が認めた団体となっております。5割減額とできる団体としましては、主たるメンバーが16歳から30歳未満の青少年団体、主たるメンバーが30歳以上の生涯スポーツ団体,生涯学習団体、その他教育委員会が認めた団体です。今一度ご確認いただき、ご意見があれば修正をかけたいと思います。

柳沢会長： ありがとうございます。第2条の減免基準ですが、7つの項目から成り立っております。

1「生涯学習・生涯スポーツの推進をはかる活動として利用する場合」2「地域活動の促進及び地域コミュニティの育成を図る活動として利用する場合」3「学校開放と地域活動の連携、共同利用化の推進をはかる活動として利用する場合」4「登録団体による学校運営への協働参画を図る活動として利用する場合」5「地域における青少年健全育成活動の充実を図る活動として利用する場合」6「その他教育委員会が認めた活動として利用する場合」7「上記1から5までの活動において営利が伴う営業を目的に活動する活動は除く」とあります。営利につきましては以前議論されたところですが、会費が謝金として一部の指導者に集まっていたり、高額な会費を徴収していたりとありましたが、あくまでそういった営利活動以外の公共的な活動ということになるかと思います。

減免基準の具体的な中身ですが、減免率10割の団体が(1)少年団体(2)高齢者団体(3)障がい者団体(4)PTA・青少年育成団体・総合型地域スポーツクラブ等公共的な活動を目的とする団体(5)その他教育委員会が認めた団体とあります。(1)から(3)は負担能力の低い住民で構成されている団体ということでしょうし、(4)は公共的あるいは公益的な活動をしているということが条件になるかと思います。減免率5割は一定の負担能力があり、青年団体、生涯学習団体、生涯スポーツ団体、その他教育委員会が認めた団体と、いわゆる大人の団体ということになるかと思います。いかがでしょうか。表記や文言等で抜け落ちてしまうような団体はございますか。

山本委員： 第2条の(7)ですが、営利が伴う営業を目的に活動するとありますが、前回は営利が伴うという文言のみだったような気がします。あと、第3条の(4)にPTAと入っていますが、本来のPTA活動は10割減免で良いかと思いますが、親睦を目的に年間を通して活動しているような場合はむしろ5割減免の方に入るのではないかと思いますので、この表記のみでは的確に判断できるのかどうか疑問に感じました。

柳沢会長： ありがとうございます。第2条の(7)「営利が伴う営業を目的に活動する活動は除く」という表記ですが、これでは少し分かりづらいかもしれません。シンプルに「営利を目的とした活動は除く」というのはどうでしょう。

山本委員： 結構です。

柳沢会長： ではもう1点の第3条の3の(4)PTAが10割減免の団体として表記されていますが、ここはなんと表記すれば良いのかということです。

山本委員： 私の印象では、10割減免のPTAというのは各PTAが主催する事業かと思います。4の5割減免には本来のPTA活動とは違う、親睦であったりOBであったり団体の活動ということかと受け止めたのですが。そのあたりが的確に分ければ万が一混同した時にも参考になるかと思います。

宮崎委員： 質問ですが、PTA活動というのは本来学校開放登録が必要のないものであり、ここにP

ＴＡと表記されるのは違和感があります。ＰＴＡの代表の方のご意見を伺いたいのですが。

丸山（悦）委員： 私の学校ではＰＴＡは学校開放の登録はしていないのですが、運営委員会には出席するようにしております。

久米課長： ＰＴＡが主催する行事があると思いますが、それとは別に、ここで話題になっているのはＰＴＡの学年の役員さんたちの親睦を目的としたものと考えております。

宮崎委員： それも入らないのではないのですか。

丸山（悦）委員： ＰＴＡソフトボール大会のために練習をするような場合は運営委員会に出席をして枠をいただいてやっておりますので、登録はしておりません。

飯ヶ谷副会長： 体育指導委員会の中でも聞いてみたのですが、青少年育成団体の中でも地区対、地少協は登録しているところと全く登録していないところと、ばらつきがあるようです。ＰＴＡについては今丸山委員がおっしゃったように、ＰＴＡ行事は学校教育活動とほぼ同格で優先となっていますのでほとんど登録していないと思います。ただ、私の学校ではＰＴＡ会長さんにも運営委員会に出席していただき、ＰＴＡ行事の日程のお知らせなどをしていただくこともあります。

ＰＴＡや青少年育成団体の年間行事と親睦目的の継続利用は別のものだと思いますので、先ほど宮崎委員がおっしゃったように登録すべき団体に該当するのかどうかを決め、曖昧にせず統一したほうがいいかと思います。ちなみに総合型地域クラブは全クラブ学校開放の登録をしております。

丸山（悦）委員： 総合型地域クラブの中にもサッカー等色々なプログラムがありますが、それ毎に登録をしているのでしょうか。

飯ヶ谷副会長： プログラム毎ではなくクラブ名で登録しております。総合型地域クラブによってはクラブに登録をすれば色々なプログラムに自由に参加できるというクラブもあります。例えば興本倶楽部では木曜日はサッカー、金曜日はバレー、その他和太鼓などもあります。

柳沢会長： ＰＴＡの活動のカテゴリというのは大きく３つと考えていいのでしょうか。地域行事や大会などＰＴＡ事業との関連が明らかなもの。それから大会前の練習など一定の期間を設けて活動をするもの。それからＯＢが自主的に集まって年間を通してやっているものと。仮に３つあるとすれば、飯ヶ谷副会長がおっしゃったようにどのレベルの活動で登録するかどうかをはっきりすると規定にも入れられるかと思います。

丸山（悦）委員： ＯＢがＰＴＡに入るかどうかですね。団体名をＰＴＡ何々ではなく全く別の名前で団体登録をする必要があると思います。

広瀬係長： 本日お配りしているチェックシートをご覧ください。従前のチェックですと今お話しされているＰＴＡについてはもれてしまうと思います。今後は従前のチェックに加えて新たな項目を設けてチェックをしていきたいと。これは全て皆様からいただいた意見を追加してきたもので、活動の目的あるいは内容などをしっかり事務局でチェックする体制を整えたいと思います。先ほど会長に挙げていただいたようにＰＴＡとしての活動なのか、それともＯＢ有志で集まって活動しているものなのかというようなところもチェックさせていただく予定でございます。

宮崎委員： 実態の把握はなかなか難しいと思うのですが、例えば地少協が年に１度の運動会のために学校開放の登録をした場合でも毎回運営会議に出席しなければなくなると、それはあまりにも不合理ではないかと思います。また登録するにあたって地少協全てのメンバーの住所

録を提出するとなるとかなりの人数になってしまいます。

P T Aについてですが、年間を通してソフトボールなどの練習をするような活動をする場合は学校開放の登録をして運営委員会に参加していただきたいと思います。P T A行事などで1日だけ使う場合などはP T Aの方で登録をするかどうかのご判断をいただくしかないという気がします。その場合登録した場合としなかった場合で減免がどうなるのかはよく分かりませんが。

丸山（悦）委員： 問題はP T Aの名前を使って実際はO Bが1年間継続的に使っていることだと思いますので、チェックをきちんと行えば問題はないのではと思うのですが。

飯ヶ谷副会長： P T Aのソフトボールやバレーの大会の前後になると、P T A優先で入ってきます。中には熱心なところで週に2, 3回練習でおさえられることもあります。また勝ち進んでいくと途中でさらに練習がしたいということで、学校開放の団体には引いてもらっているというようなこともあります。

丸山（悦）委員： 私の学校の経験で言いますと、開放団体が活動するのが大体19時からで、P T Aはその前の時間を利用してやっていたのでほとんど重なることはありませんでした。時間をずらせばあまり問題にはならないのではないかと。

古川委員： 私の学校では2ヶ月ほど前から大会当日まで2回ぐらいしか練習できないというのがほとんどです。練習と言ってもお父さん方が集まらないということもあります。

宮崎委員： 私の住んでいる地域では、小学校・中学校のP T Aのソフトボール団体が自分達で独自にリーグ戦をしています。年間を通して月2回は必ずグラウンドで試合をやっています。それについても優先になっています。

古川委員： 年間を通して活動しているような場合は、趣味と判断した方が妥当かなと思います。基本的にP T Aの大会は現役のみなので、それ以外の人が入っているのであれば登録したほうが良いと思います。

丸山（悦）委員： リーグ戦を行っているとなると、現役だけでなくO Bの方も入っているのではないのでしょうか。

柳沢会長： そのP T A活動が学校の子どもの教育に関するような公益的なものであるのか、それとも自分達の親睦であり、趣味の集まりなのかどうかだと思います。そういった場合、5割減免ということで登録してもらうべきということですね。それでは飯ヶ谷副会長がおっしゃった大会前の2ヶ月間練習するというのはどのように考えますか。

古川委員： 2ヶ月と言っても、練習したりしなかったりする週もありますよね。

丸山（悦）委員： 学校の時間の空き具合も関わってくると思います。開放団体が使っていればその時間をなるべく避けて練習の予定を組むやり方もありますし、ソフトボールの練習だったらソフトボールの開放団体と合同で練習するなどしています。

飯ヶ谷副会長： 現役P T Aは10割減免、O Bなどが入って趣味として活動しているのは学校開放登録をして5割減免とするのはどうでしょうか。

あと合わせてお願いしたいのは、現役のP T Aさんの活動について、運営委員会に情報を早めにいただければと思います。私の学校のように、運営委員会の副会長にP T Aの会長さんになっていただければ、毎回会議に出席していただいているのでP T Aさんの活動状況も知ることができます。試合に勝ち進んで練習が増えた場合でも、事前に分かっているならば皆さんもスポーツ団体ですので理解していただけるとと思いますし、応援もすると思います。

お忙しいことは承知しておりますが、ぜひ会長さんでも副会長さんでもどなたか出席していただければトラブルも少ないかと思います。

宮崎委員： 現役のPTAも登録をしてもらうということですか。

丸山（悦）委員： 現役PTAのみの練習の場合は登録はいらないと思いますが。

山本委員： すると登録した団体は5割減免という解釈になるのですか。そのあたりがはっきりしていないと現役PTAで登録したけれども10割減免にならないのかという質問が出てくるのではないのでしょうか。減免の対象を明確にしておかないと。この規定だけだと、登録をしてもしなくても第3条の10割減免になるという解釈が成り立ってくると思います。一般の人がこの規定を見た場合、都合の良いほうに解釈してしまう恐れがあるので明確にしておく必要があります。PTAとは全く関係がない団体でもPTAと登録すれば良いというようなことになりかねないかと。

古川委員： 団体名にOB会とつけていただいて、PTAときちんと区別できるようにしたいですね。

山本委員： PTAそのものに認められているかどうかというのもあるのではないのでしょうか。その上でこれはPTAとは認められないからPTAとつけず別の団体名で登録してくださいということとはできないですか。

古川委員： まずそういった情報がPTAに入っていないことがあります。

杉本委員： ある団体ですが、メンバーのほとんどがPTAのOBで、足立区内の様々なところで活動している団体があります。全てOBの団体同士で動いているようです。OBがほとんどと言っても中には全く関係のない人も入っていたりします。そうするともう全然PTAとは違う団体ですよ。こういった団体はPTAでも把握されていませんし、PTA会長も変わると分からなくなってしまいます。

PTAの他におやじの会なども10割減免の対象としてもいいのかなと思います。団体で勝手にPTAと名乗っているところはあまりないと思うのですが、うちの学校でも最近PTAソフトボール、これはおやじの会ですが先日登録をしていただくようお願いしました。

PTAバレーボールは以前から登録をしているので会議にも出席していただいています。ソフトもバレーも現役のみでPTAでしっかり管理しています。PTA会長が認めているかどうかというのも把握しておいたほうがいいのかと、話を聞いていて感じました。

柳沢会長： この減免規程に細則や付則をつけることは可能でしょうか。このところには今の内容は書き込めないと思うので、別立てをして「ここで言うPTAとは」と区別するようになるかと。

丸山部長： 第3条の3番のところで団体の種類のあとに【】書きが入っていますよね。PTAのところにも【】書きをして「現役で構成する」とうたってしまうのも一つの方法ではないでしょうか。あとは会長がおっしゃったように、細則や付則で言及した方が、のちの混乱も少ないのかなと思います。

飯ヶ谷副会長： 賛成です。厳しいようですが、ここは現役PTAのみとすると入れたほうがよろしいかと思います。

杉本委員： PTAと言うと保護者で構成されていると思われませんが、実は中に先生も入っています。先生方も大会があると練習をされていますが、これも優先で仕方ないということですよ。情報が入っていないこともあるので、これについては各運営委員会で徹底しないとイケないのかなと思います。

宮崎委員： 現役PTAのPTA活動は学校開放とは全く別なので、そもそも今話し合っている学校開放登録団体の減免規程とは関係ないのではないですか。ここで10割免除などどうする必要はない、いわば学校の活動の一部だと思います。PTAだけでなく地少協や町会、子ども会も年間を通して学校を使うわけではないので、学校開放の登録は必要ないように思いますが。

飯ヶ谷副会長： 地少協の活動が盛んなところでは、月1回必ず会議や行事を行っているところもあります。そういうところはやはり登録していただく必要があるのではないのでしょうか。

宮崎委員： 私の地域の町会では運動会の練習を夏休みに行き、ラジオ体操などで学校を使うために学校開放の登録をしているのですが、そのためだけに毎回運営委員会に出席しなければならないのかなという疑問に思います。しかもラジオ体操は学校開放の時間帯ではないのです。

そしてもう1点、総合型地域クラブも登録の必要がないように思うのですが、優先利用で10割減免になるのなら、登録しなくてもと思うのですが、どうでしょうか。

飯ヶ谷委員： ラジオ体操などは学校開放とは別に学校へ直に申請をして良いかと思います。総合型地域クラブも登録は必要です。登録をしていないと利用団体や地域の方から返って反発をいただくのではないのでしょうか。また、自分達の楽しみだけでなく地域住民の健康や子どもの体力向上のためとPRする意味では、運営委員会に入って利用団体の方たちとコミュニケーションを取ることも必要だと思います。

柳沢会長： 登録するかどうかの話と運営委員会に出席するかどうかの話を分けて考えたらどうでしょう。運営委員会の運営規則で必ず運営委員会に出てもらわなければならない団体を明記し、青少年育成団体については委員会の中で判断するなどの取扱いにすればどうでしょう。

飯ヶ谷副会長： 私の学校でも必要な時に随時会議に出席していただいております。

1つ質問してもよろしいですか。時々不思議に思うのですが、地域の私立幼稚園が運動会で学校を使うことがあるのですが、運営委員会にはそういった情報が一切ありません。学校開放とは別に何か書類があったりするのでしょうか。

広瀬係長： 教育委員会の学校施設課というところで通年利用ではない単発利用の管理を行っております。

飯ヶ谷副会長： その情報が運営委員会には一切入ってきません。幼稚園の運動会や、地区対、地少協の行事についても運営委員会にお知らせがあるところもあれば、そうでないところもあり、統制が取れていないように感じます。

広瀬係長： 単発利用については、恐らく副校長先生が把握しているはずですが、そこで運営委員会に情報提供していただいていると認識しておりますが、中には比較的直前に申請が入ることもあろうので、そのような場合には皆さんにご案内できないという事情もあるのだと思います。

飯ヶ谷副会長： 毎年ある時期に利用することが分かっている良いのですが、直前にそういった利用が入ったりすると、今は自主管理の学校もありますので連絡が遅れてトラブルにつながることもあります。体育指導委員と副校長先生の連携をもっと密にするよう努力が必要ですが、これからの学校開放で地域や学校に貢献していく、一緒に地域を盛り上げていくという意味でも地域の行事などの情報はもっと早めにいただけたほうがいいのかと思います。

柳沢会長： 運営委員会が2ヶ月に1回ですから、単発利用の場合も少なくとも2ヶ月前には使用の申請をしていただいて、それを副校長と運営委員会が情報を持つというふうにやらないとトラブルの元になります。

山本委員： 継続的に利用する団体も単発で利用する団体も、全て登録していただくというのはどうで

すか。その中で優先権がある団体は必要な時だけ会議に出席し、ただし使用の申請は使用日の2ヶ月前までにというルールを作り、あとは学校開放のルールに準じていただくと。そうしておけば幼稚園などの利用でも全ての情報が一度運営委員会に集まるのではないかと思います。登録するということと、運営委員会に出席するというのが別問題になりますので、登録のあり方が少し変わってくるかもしれません。いずれにしてもまずは団体登録をしていただかないと、学校は使えませんよということを周知する必要があると思います。

鈴木委員： 継続利用と単発利用窓口が違うというのも問題ですね。

平柳委員： 単発利用でも私の地域の運動会は4、5ヶ月前から日程を決めて調整をしているので批判をいただくことはありません。中には運動会をするのに2つの団体が学校を使用するのに同じ日を希望してもめたりすることもありました。

鈴木委員： 使う場所が1つしかないのですから、そういう問題も起きますよね。施設は1つなのですから、受付も1つに統一したほうがいいのではないのでしょうか。

柳沢会長： 2つご意見が出ました。受付の窓口を一本化できるかどうかというご意見と、学校を利用する団体は全て登録をしていただいて、減免の問題と分けて議論したらどうかというご意見です。窓口の一本化というのは可能でしょうか。

広瀬係長： 学校施設を地域に開放するという意味では継続も単発も一緒なのですが、行政の事務の都合で事業を分けているという経緯がありました。これは持ち帰って検討しないと、この場ではなんとも言いようがありません。

柳沢会長： 一本化もそうですが、混乱を避けるという工夫をしていただくということで検討をお願いします。山本委員のご意見についてはいかがでしょうか。全ての団体に登録をしていただいて、どの団体が減免かという判断をするという案ですが。そうすると幼稚園もPTAも登録をすることになります。

丸山（悦）委員： そうするとPTAもこのチェックシートに基づいて名簿や会計報告等全て提出する必要が出てくるということですか。

山本委員： 登録の仕方については一律ではなく若干変わってくるだろうと思います。大変かもしれませんが、整理をする。極端なことを言えば名前だけでもしっかり出してもらおうと。

広瀬係長： 一番重要なのは、運営委員会の会長さんがしっかり利用団体を掌握しているかどうかということだと思います。そういった意味では山本委員がおっしゃったように年に1回や2回使う団体も一覧表などで把握できるようにしていきたいのですが、受付の方法については少し検討させていただきたいと思います。

柳沢会長： 全利用団体の情報をどこかで一本化して掌握されるということで考えてよろしいでしょうか。他に何かお気づきの点はございますか。

杉本委員： もし全ての団体の登録が必要になるとすると、登録の仕方自体を少し工夫していただかないと、莫大な数になるのではないのでしょうか。今まで出てきた団体の他に、開かれた学校づくり協議会や放課後子ども教室などもあります。また地区対の場合は区民事務所を通して学校と連絡したりしています。これまで幼稚園の運動会などの単発利用はまず優先で入っていました。運営委員会が知らない間にすでに日にちが決まっていて、我々もその日は使えない日ということで利用調整をしてきました。これからは今までの学校開放登録団体とは別に単発利用の団体を運営委員会のほうでしっかり把握できる仕組みを作ることがベストなのかなと思います。

宮崎委員： 全て登録となると、1つの地区対がたくさんの学校に登録することになりませんか。

飯ヶ谷副会長： なりますね。

宮崎委員： そうすると原則1団体1校という原則も守られないという状況になってしまうかと。

飯ヶ谷副会長： 地区対の場合、年間で行う行事は大体決まっていますので、毎年使う学校を変えるなどむやみにたくさん押さえることはしないと思います。

宮崎委員： 登録のカードとしては各学校に登録することになりますよね。

柳沢会長： 今話しているのは減免のための登録と、運営委員会が学校を使っている団体の全体を把握するという意味での登録と、2つあるわけですね。杉本委員がおっしゃっているのは、それを分けて登録してもらって、会長さんとして代表者の連絡先や年に数回何月頃何のために使うのかという情報を把握できるようにしたいと。減免率を判断するための登録と分けて考えているということですね。使用している団体を把握することは必要なので、その学校で使っている団体がどこなのかということが分かるフォームを作り、学校、教育委員会、運営委員会が全体を把握できるような仕組みを作っていただければと思うのですが。それだと作業の量としては大変ですか。

広瀬係長： 全体的に把握する仕組みづくりはできると思います。学校や利用団体の皆様に情報が行き渡り、学校の使い方も分かりやすくなると思います。ただ、1件1件全て登録とは分けて考えたいと思っています。先ほど杉本委員がおっしゃったようにパンクしてしまいますので。

柳沢会長： おおよそいつ頃使うというのは分かっていると思うので、認定カードという形で発行し、情報を入れていただくと。

広瀬係長： カードを出すか出さないかというのはまた別問題かと思います。学校開放はやはり登録団体としてカードは出しますが、年1回、2回の単発利用でカードを発行するというのは現実的に難しいかと。

柳沢会長： いずれにしても情報を出してもらう様式は必要ですね。

広瀬係長： はい。申請書や一覧表など、そういったものは作ることができると思います。

柳沢会長： ではそういう形で利用団体全体を把握し、定期的に使う団体については登録をしていただいて、それに基づいて減免を判断するという仕組みを考えていただきたいと思います。他に何かご意見はありますか。

飯ヶ谷副会長： 青年団体の主たるメンバーが16歳から、などというのは分かるのですが、例えば中学生から大人まで混合で活動しているような団体だと、何人以上いればどの団体なのかという疑問が出てくるのではないかと思います。主たるというのは団体の判断でよろしいのでしょうか。1つ1つを会長が判断するというのは難しいかと思います。

宮崎委員： スポーツ安全保険も少年団体と青年団体とで掛け金が違っていたと思います。割合なども要綱に記載されていたと記憶していますが。団体で要件がありましたよね。

日高主事： 今は登録申請時にメンバー票を出してもらっていますが、そこに年齢を書く欄があるので、全体の年齢層を見て少年団体であるのか生涯スポーツ団体であるのかは判断させていただいています。

飯ヶ谷副会長： 今は無料で使うことができるので、団体さん自身もあまりこだわっていないのだと思いますが、これが5割減免になるのか10割減免になるのかという話になったら団体さんにとってはかなり切実な問題となってきます。どの団体に該当するかは事務局でご判断いただくということでしょうか。

広瀬係長： この件に関しては従前どおり肅々とやらせていただきたいと思います。

山本委員： そうすると５割減免のところに具体的な年齢を入れないほうが良いのではという気がするのですが。

鈴木委員： 高齢者団体は主たるメンバーが７０歳以上となっていますが、老人会は６０歳以上です。グラウンドゴルフなどは７０歳以上の方が多いのですが。ある程度融通を利かせていただくことも可能なのでしょうか。

柳沢会長： ちなみにスポーツ安全保険は子どもが中学生以下、大人は高校生以上と６５歳以上とあります。あと全年齢というものもあります。高齢者については６５歳となっていて、それぞれ料金が違います。

学校開放について、高齢者団体の基準を６０歳にするのか、６５歳にするのか７０歳にするのか。中には６５歳であっても老人ではないと思う方も中にはいらっしゃるかもしれません。確かに年齢についてはここで記載しなくても良いような気がします。

広瀬係長： ここはカットさせていただきたいと思います。

柳沢会長： 第４条４の(４)地域住民によるコミュニティサークルというのはどういう意味でしょう。ここも地域活動団体という名称のみで良いと思います。

広瀬係長： カットさせていただきます。

柳沢会長： あとは高齢者団体の基準年齢ですね。どういたしましょうか。

山本委員： シルバーパスは７０歳からですね。そういうのもあって７０歳からなのかなという気がします。

宮崎委員： 実際高齢者団体として登録されている学校開放団体はたくさんあるのですか。

日高主事： 今は高齢者団体という区分自体がありませんので、全て生涯スポーツ団体でくくられています。

飯ヶ谷副会長： 運営委員会の中ではあまり７０歳以上の団体さんを見かけることはないと思います。ゲートボールなども学校ではなく地域のグラウンドなどでやられているのはよく見かけますが。

山本委員： あるとすれば卓球などは昨今ラージボールというのが盛んになってきましたので、高齢者の方でもやられている方は多いです。高齢者団体が無料となれば今後登録が増えてくる可能性もあります。

柳沢会長： 加入団体にあわせて保険に入ることを勧める意味では６５歳で合わせたほうが良いですね。

宮崎委員： スポーツ団体だけでなく書道などの文化サークルもありますから、高齢者の利用も当然出てきますよね。

杉本委員： しかし今老人会は住区センターなどを使用しているかと思います。

飯ヶ谷副会長： 登録要件で７０歳以上の方を１０名以上集めて団体を作るというのは実際厳しいのではないのでしょうか。若い人と一緒ということであればそこでまた割合などでどちらの団体になるかということだと思いますが。

山本委員： 退職後の転機にスポーツや文化活動を奨励するという意味で考えると、年齢は下げた方が良いのではないかと思います。若い人達に混ざって一緒に活動するという方法もありますので、一概にこうとは言えませんが。

丸山部長： 人口統計で高齢化率を見る時は６５歳です。今は高齢者人口が増え、寿命も長くなったの

で70歳にしてはどうかという議論もありますが。

柳沢会長： いかがでしょう。高齢者の年齢を明記するか、明記するとすれば年齢をどうするか。明記しなかった場合、時には50代の方たちが我々は高齢者団体だと主張されるかもしれません。

山本委員： 基準がないと自分達はどちらの団体になるのか問合せが殺到するのではないのでしょうか。どこかで線を引かなければならなくなるのではないのでしょうか。高齢者団体と明確に区分した以上は、高齢者に対する思いやりを出すという意味では65歳とした方がいいのではないかと思います。

飯ヶ谷副会長： 今の65歳はとても若いと思います。個人差はあるかもしれませんが、まだまだ現役で活動されている方は多いと思います。ずっと長年スポーツをされている方だとむしろ一般の方よりも動ける方が多いかなという印象です。そういうことも考えると、70歳ぐらいにしておいても問題はないかなと思います。

鈴木委員： 足立区には老人クラブが185あり、会員は6万人と人数も多くブロックも5つくらいに別れて活動しています。今までは他に施設がありますので学校施設を利用する必要はありませんでしたし、ハードな運動ではないですがグラウンドゴルフなどは広いスペースが必要になります。今後は老人クラブも増えれば学校を使うということも出てくるのでしょうか。

飯ヶ谷副会長： 施設に余裕があればいいのですが、今も多くの団体で譲り合いながら使用している状況です。高齢者の方の健康づくりのために奨励していききたいのですが、あまり基準をゆるくしてしまうと逆に色々な団体で溢れてしまうのではないかなと思います。

宮崎委員： この項目に関しては今回初めて記載するものなので、ここを売りにして高齢者の方のスポーツ振興に力を入れていくと考えるのかだと思います。私は普段運営委員会の席上に高齢者団体の方が来られていることを見たことがありません。推奨したいと考えるならば70歳ではなく65歳や60歳に下げた方がいいのかなと思います。

飯ヶ谷副会長： 高齢者の方が頑張っているのを10割減免にという意味では全く問題ないのですが、中には高齢者が何人いれば高齢者団体と認められるのかという問合せが絶対出てくると思います。

広瀬係長： 事務局の方では50%以上が目安と考えています。

山本委員： そういうことであれば高齢者団体の中に50代の方が数人入っていても問題がないということですね。

柳沢会長： それでは確認です。生涯スポーツ団体、生涯学習団体、地域学習団体と区別するために高齢者団体という文言は残します。基準となる年齢ですが、メンバーの半数が基準を満たしている必要があります。年齢について色々ご意見が出ましたが、ここで決めたいと思います。

山本委員： 私は過半数が70歳以上ということであればそのまま良いと思います。むしろ高齢者団体の中には全体をサポートするという意味では若い人が1人か2人いたほうが良いのではないのでしょうか。

柳沢会長： それでは過半数と明記しますか。

山本委員： そこははっきりしておいたほうが私は良いと思いますが。

古川委員： 過半数とするのならば65歳以上としておいたほうが良いのかなと思います。地域によって格差が大きいとは思いますが。

鈴木委員： 集まっても10名ぐらいで、それ以上は少し難しい気がします。

山本委員： 年齢を若くしたほうが集まりやすいというのはあると思います。

- 古川委員： 若いうちにこういった活動をやっていれば地域の活性化にもつながりやすいと思います。定年退職をして地域に戻ってきても何も分からないという人でも、つながりを持つ機会になるのかなと思います。
- 山本委員： そこまで考慮すると60歳が良いですね。確におっしゃるとおりで、60歳ぐらいにしておけば62歳で退職を考えている人が退職後の活動の場として学校開放を選択することができます。
- 柳沢会長： いかがでしょうか。定年を考慮して60歳とし間口を広げるということによろしいでしょうか。それでも半数以上を60歳のメンバーで集めるというのも大変だと思いますが。（一同賛成）それではメンバーの半数以上が60歳以上ということに決めさせていただきます。
- 広瀬係長： 主たるメンバーの半数以上がと変えてしまったほうがいいのかと思います。
- 柳沢会長： 主たるメンバーの半数以上が60歳以上の団体を高齢者団体として10割免除の対象とするということですね。
- 宮崎委員： 少年団体についてはどのような取り扱いになりますか。主たるメンバーが小中学生というふうになっていますが、これも半数以上という考え方になるのでしょうか。以前何かの時に聞いたことがあるのですが、小中学生の育成を目的としている団体が少年団体であったと思います。総合型や町会などは色々な世代が入っていて判断が難しいと思います。
- 古川委員： 青少年育成団体に入るのではないのでしょうか。地区対や子ども会も入ると思います。
- 宮崎委員： 少年団体の場合は指導者として大人が関る以上、子どものメンバーが半数以上という考え方ではなくしたほうが良いと思います。
- 山本委員： 質問ですが、少年団体として登録する際には、名簿に名前を載せるのは小中学生だけです。運営者や指導者は名簿の中に入れなくても良いのでしょうか。
- 日高主事： 代表者は20歳以上という決まりもありますし、運営者等実際に団体の中で活動される方全ての方の名前を入れていただいております。
- 山本委員： ここで主たるメンバーが小中学生というのはその監督コーチを除いた構成の中でのことを言っているのか、監督やコーチも含めての主たるメンバーかというのがあいまいではないかと思います。
- 柳沢会長： ここは恐らく監督コーチを除いて活動しているメンバーがということだと思います。
- 平柳委員： 少年団体は実際は大人が指導をしますので、1つの団体にいても大体5、6名ではないかと思います。何十人もいるということはほとんどありません。少年団体は対象を中学生、小学生と分けてやっているところがほとんどだから、小中高生が混ざって少年団体として活動しているということはまずないと思います。
- 飯ヶ谷副会長： 今は団体登録をする時に自分達が青年団体なのか生涯スポーツ団体なのか、団体自身で判断して登録をしていたかと思います。これまではよく分からないけど大体の感覚で申請をしていたかと思いますが、今後有料化になったときに問題になってくるのではないのでしょうか。最初は団体で判断をして申請を出していただき、微妙なメンバー構成などのところは後々精査して対応していけることではないかと思います。
- 広瀬係長： 色々なパターンの団体がこれから出てくると思います。
- 柳沢会長： メンバーの年齢なども大事ですが、活動の目的というのも大事であって、高校生が入っていても青少年の健全育成に寄与していることが明確であれば10割免除でも良いと思います。厳密にやろうとこだわってしまうと、メンバーをどうやって集めようかということにな

りかねません。そのあたりを斟酌しながら、チェックシートで評価、検討していただければと思います。ということで表記についてはこのままでいきたいと思います。

他にご意見はありますか。減免はお金に関することですので非常に重要ということで時間をかけて審議させていただきました。

宮崎委員： もう一つよろしいでしょうか。先ほどからメンバー構成の割合の話がされていて実際有料化した際の金額の話がひとつも出てこないの、実際はいくらくらいになるか決まっているのでしょうか。5割免除の団体が学校を使う時に、地域の施設を借りるのと比べ何%くらいを目指しているのかという感覚で教えていただければと思います。

柳沢会長： 細かい金額については議論されていませんが、今の条例ですと、体育館が夜間5時半から9時までで2300円です。校庭が夜間だと1500円ですが、別途照明代などもかかってくるかと思います。

広瀬係長： 光熱水費程度ということで皆様にはご案内しています。それから今の条例とも照らし合わせそれから大きく逸脱することはないと思います。

飯ヶ谷副会長： 時間単位というのはどうなりましたでしょうか。

柳沢会長： 時間単位は残っていたかと思います。

広瀬係長： 細かい料金についてはこの場で決められるものではありませんので。

飯ヶ谷副会長： でも登録をしていけば減免の対象のいずれかに該当するということですね。

柳沢会長： 3時間半の利用で今の条例では体育館が2300円、時間割にするとかなり安くなり、登録団体はさらに減免されるということになります。他にいかがでしょう。まだこれで固まったわけではございませんので、お気づきの点がございましたらお願いします。

（２）審議会答申案について

柳沢会長： 次の議題に移りたいと思います。答申案についていかがでしょうか。

広瀬係長： 訂正をしたところだけまず確認させていただき、その後できれば今日でまとめたいと思っています。審議会につきましてもこのような会議を設けることは本日一度終了させていただき、最終的な答申案を資料として皆様にお送りさせていただきご意見を伺うということをやっていききたいと思います。場合によっては会長、副会長にはご足労をいただいて調整していただくことも必要になってくるとはと思いますが。

柳沢会長： それでは今回で一応終了とさせていただき、素案を事務局で作成していただいて皆様にご意見をいただきたいと思います。さらにはパブリックコメントで委員の方以外からもご意見をいただき最終案を出すという形にさせていただきたいと思います。

広瀬係長： 今後のスケジュール案をご覧ください。今回の震災等色々ありましたがおしりの部分はそのまま変えておりません。追加審議が4月、5月となって、確認作業が5月6月というところで今申し上げたことをやっていきたいと思っています。7月には答申をまとめ、最終調整ということで会長副会長に一度ご足労をいただいて直接ご指導いただく場面も出てくるかもしれませんが、そして再度皆様へご報告させていただきます。色々スケジュールがつまってしまいますが、なんとか進めさせていただきたいと思っています。

柳沢会長： 今後のスケジュールですが、7月までにもう1度会議を行うというのは難しいので、このような形で進めるということではいかがでしょうか。確認作業の時には答申とは別に今後はこのような形になりそうだというのができていけば、合わせてご案内いただきたいと思います。

広瀬係長： 本来年度末で終わる予定だったものをこのような形になってしまい事務局として申し訳ない気持ちでいっぱいです。最終的に決まった段階で皆様には審議会としてではなく報告会という形でまたお集まりいただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柳沢会長： それでは答申の中身を確認していきたいと思ひます。訂正したのは提言の部分ですね。

広瀬係長： 前々回、皆様からいただきましたご意見をもとに修正をしました。提言をまず先に持ってきたこと、解説のその1を「区民の誰もが利用できる学校施設」とさせていただいてあります。下から3行目、以前は「そして学校は地域の財産、地域ぐるみで子ども達を守り、学校運営を盛り上げていく」という文言が入っていたのですが、ここは提言4にするべきではということで、カットさせていただきました。

続きまして提言2ですが、提言といたしましては、「登録団体は利用に際して要綱や要領の基本ルールを厳守するとともにマナー・モラルを向上させ、学校や地域、子ども達の模範となって活動するべきことを提言する。近隣住民の生活に十分配慮し、騒音となるような声や音を出さない、違法駐車・駐輪、喫煙などの迷惑を掛けてはならない」という文言でございます。解説のところで、下線を引いてございますが、以前は「必要以上の声や音を出さない」と記載しておりましたが、「騒音となるような声や音を出さない」と変更させていただきました。

続きまして提言3になります。解説のところで、下線の部分を追加させていただきました。「地域で活動を盛り上げていくうえで必要ではないでしょうか。また学校開放事業は開かれた学校づくり協議会や放課後子ども教室と連携し、地域で子ども達を育て見守っていくことも目的のひとつとすることを提案します」という言い方に変えさせていただきました。これにつきましては具体的にやれることを提案した方がよいということで追加させていただきました。

続きまして提言4でございます。提言「学校施設管理運営委員会登録団体は、学校、地域貢献する活動を積極的に実践するべきことを提言する。自分達の活動利益だけを考えると成らない」という文言にしております。これは前回配布した文章とはかなり変わっております。前回ではスポーツ教室や部活動の手伝い、学校や地域の清掃活動などを提言の文章に入れさせていただいたのですが、そこまで細かいところは必要ないのではということでカットさせていただきました。解説のところで下線を引いております。先ほどの提言1から持ってきました「学校は地域の財産であり、学校開放事業は地域ぐるみで子ども達を守り学校運営を盛り上げていくことが今求められているのではないのでしょうか」という文言を付け加えております。

そして最後、提言5になります。学校施設利用における受益者負担のところですが「登録団体は学校施設を利用する場合において、光熱水費程度を負担していくことを提言する。区の財政事情や教育環境づくり、また受益者負担の考え方について理解しなければならない」というところで提言をまとめました。この部分については当初は利用団体に対し受益者負担にするべきことと、ややきつい表現だとして指摘をいただきましたので変更になっています。そして年間約1億7千万円の経費が光熱水費やシルバー職員の配置などでかかっているということを入れさせていただきました。以上でございます。

柳沢会長： これは前々回に受けていただいたところを前回用に修正していただいたのですが、震災で

検討できませんでした。いかがでしょう。だいが見やすく、分かりやすくなったと思いますが。

宮崎委員： 提言の文言自体は非常に工夫をしてありよく出来ていると思いますので、訂正をしていたきたい部分は特にないのですが、24ページの「区民の誰もが利用できる学校施設」というのは、100%の方がその学校の近隣にお住まいの方々と、優先して利用できるというものではないということもご理解いただきたいと思います。この場で申し上げることではないかもしれませんが、ナイター照明のある学校は地域の中でも限られています。足立区中からメンバーが集まっている団体もありますので、ぜひご配慮いただきたいと思います。

柳沢会長： 全く近隣だけではなく、施設や活動内容によっては別な地域、学区から使わざるをえなくなるような状況も現実にはあるという、そういう理解でよろしいでしょうか。（一同：頷く）

山本委員： 24ページの解説ですが、一番下の部分に「仲間の輪を広げていくことは大切です」という、この文章自体は良いと思いますが、地域に貢献してという言葉も入れたほうが良いのではと思います。

それから「その4」の提言の中で、地域との協働事業の提案をしていくというような言葉を入れたほうがいいのかと思いました。さらに解説の部分でスポーツ体験、部活動、地域の清掃活動とありますが、これに災害時の支援なども必要ではないかと思います。

あと「提言5」のところで、この中では減免制度があることには全く触れていないので、入れたほうが良いのではないかと感じたところです。

柳沢会長： 4点ほどご意見をいただきました。「その1」の解説で地域に貢献するというニュアンスの言葉を入れるということ。「その4」で地域との協働事業、災害時の支援についての文言を加えるということ。「その5」で減額制度について入れるか検討するということです。

今のご提案で災害時の支援について、これは学校開放の活動の範囲を超えてしまい、また災害時には別の組織が関ると思いますので難しく、検討が必要になると思います。その他については事務局とすり合わせながら委員の気持ちが伝わるような表記にしたいと思います。他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。お帰りになって前半も含めてお読みいただき、不都合なところや修正したほうが良い箇所がありましたら事務局へご連絡いただきたいと思います。

広瀬係長： 来月6月中旬頃までには事務局のほうで全答申案ということでまとめさせていただきまして、各委員の皆様方に郵送させていただきます。部分的にご指摘を受けましたので、そこを訂正させていただき、もう一度見直していただければありがたいと思います。以上です。

鈴木委員： すみません。先ほど区内に老人クラブが185クラブあり、6万人と申し上げましたが、約1万6千の間違えでした。訂正させていただきます。

宮崎委員： 今回震災があり、足立区の施設が一時期全く使えなくなりました。私の団体では全日本大会が4月の半ばにありましたので、全く練習できない状況の中、川口市のある中学校の先生がブログを読んでくださって、それなら自分達の学校を使ってくれということで大変ありがたく使わせていただいた経緯もあります。

その後少しずつ緩和されて今はナイター照明も半分で使用させていただいておりますが、学校によってはすぐに使用させてもらえない学校もありました。規則を作ることも大切ですが、運営にあたってぜひより良い方向に行くように皆様にご協力いただいて使わせていただきたいということを団体としてお願いしたいと思います。

久米課長： 今後どのような形でPRをして議会、庁舎の中、区民の方にご理解をいただけるかを考えています。

他区には全ての学校を開放しているところはほとんどありません。地方では新しい校舎は汚れるから開放せず古い校舎だけにしていたり、都心では校庭が狭いので対象を小中学生に限ったり、サッカーと野球は禁止にするなど非常に厳しい一方、足立区は全校を開放しています。当然トラブルもあります。近隣の方からの騒音の苦情や、照明の消し忘れなど、一つ一つ対応してやっていますが、学校開放をこれからも継続していくためにどうしたらいいのか、団体の方にはよく理解していただかなければなりません。

また、学校の先生達は区内だけでなく都内で異動がありますので、他区からいらっしゃった先生は足立区の学校開放について最初よく分からないのです。なぜ自分たちの学校の児童、生徒ではない人が入ってくるのか疑問に思われることもあります。教育委員会などでもご理解いただけるよう一生懸命やっているところですが、時にはトラブルになることもあります。

足立区がなぜこんなに学校開放をしているのか、その目的を利用団体だけでなく区民も教職員も知っているという形、学校開放を縮小させないでより良くさせていくために今回の答申を出し、今一度制度を見直して良い制度にしていきたいとPRしたいと考えています。

特に今回の大震災で、学校開放に対する周囲の目がさらに厳しくなりました。これから7、8、9月の暑い盛りになりさらに電力の需給が厳しくなる可能性があります。そうした状況の中なぜ電気を点けて活動しているんだ、この非常時に何をやっているんだというお声をいただくことがあります。何のために、どういうことに役立っているということを今以上にPRをし、好きな人だけで集まってやって、それ以外の人は全く知らないよ、ではなく、区民全体にご理解していただけるような形でPRしていきたいと考えております。

柳沢会長： ありがとうございます。9回にわたりまして非常に熱心なご議論をいただきました。色々な意見もいただきましたし、建設的で前向きなご意見をいただいたと、言葉をもってまずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

これまでの話のテーマの中で足立区はさらに1ステップ2ステップ上の段階へ上がろうとしている様子が分かります。特に受益者負担をこれまで実質無料で行っていたサービスの中に導入しようとしているところや、自己責任あるいはそれに関する罰則規程を設けるというのは非常に稀なケースでございますし、さらに地域への貢献として、活動を学校開放運営委員会等が地域の団体に求めるという、これは恐らく他区には全くない活動であり、非常に先進的な取り組みとして、他区の模範となるような答申となると確信しております。

どの区も限られた財源の中で色々広くサービスしなくてはならないということが課題でございますが、従来の福祉国家のような全て行政におんぶに抱っこという時代ではなく、自分達が自立してスポーツや地域づくりをしていくという時代に入っております。新しい公共の円卓会議やスポーツ立国戦略も、新しい公共で支え合いを作り出すことによって地域を活性化していこうという流れにありますし、生涯学習の中でも個人が持っている知識や能力を他人のために活用し、そこで知識や能力を得た人がまた自己学習していこうという知の循環型社会を目指そうという時代に入ってきております。そういう意味で従来のような利用調整をするためだけの学校開放運営委員会だけでなく、地域のために貢献をしていこう、地域づくりをしていこうという非常に新しい取り組みに位置づけることが出来るのではないかと思いますし、国の政策あるいは社会の流れの中でも非常に大事な流れを作り出す可能性を持

っている取組みだと私は認識しております。

とりわけスポーツは自分達だけが楽しければいいという団体が多い中で、こういった活動が非常に大事な取組みになっていると思いますし、さらにはそういった活動によって地域づくりをしていこうと、ある意味目先の利用調整だけでなく、10年後の地域を見出した答申となる光も見えてきたなという感じがしています。あとはうまく回していただけないのですが、恐らく1年ぐらいは混乱するだろうと思いますし、運営委員会の委員の皆様、特に体育指導委員の皆様には非常にご苦労おかけすることになるかと思いますが、ぜひ良い地域を作って良かったという足立区、住みたいという足立区をつくるためにもぜひご尽力いただければと思います。子どもや孫の代に誇れるような良い学校開放を作り展開していただけたらと思います。

最後のまとめは私と副会長のほうで責任を持ってさせていただきますのでまたよろしくをお願いしたいと思います。3月の大震災の日にこの会議があり、そういった意味でも忘れられない審議会となりました。また今後ともおつきあいがあるかもしれないと思いますので、その時はまたご指導いただきたいと思います。長い間どうもありがとうございました。

広瀬係長： 長い間ありがとうございました。至らない部分も多々あったかと思います。まだ全て終わったわけではなく、今しばらくお付き合いいただき、事務局で皆様方から合格点をいただけるように調整してまいりたいと思います。6月中には皆様方に答申案をお送りし、それを再度評価していただきまして、何度かキャッチボールさせていただければと思います。そして会長、副会長に最終調整をしていただくという段取りで、皆様方にご連絡をさせていただきたいと思いますのでどうぞご指導よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。